

令和6年度第4回阪南市子ども・子育て会議議事録

●開催日時

令和6年12月23日(月)午後7時00分～9時00分

●開催場所

阪南市役所 全員協議会室

●出席者

【委員】

ト田会長、三輪副会長、大谷委員、新田委員、亀岡委員、城戸委員、川端委員、車谷委員、田中委員、谷委員、奥野委員

【事務局】

上甲市長、山中こども未来部長、森貞生涯学習部長、丹野生涯学習部副理事、岩本こども政策課長、芝野健康増進課長、石原学校教育課長、楠本こども政策課参事、須田こども政策課長代理、鈴木学校教育課長代理兼こども政策課長代理、植田こども支援課主幹、油谷こども政策課総括主事
ジェイエムシー株式会社(千葉)

●傍聴者:2名

●次第

1. 開会

2. 議題

(1) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の追加について(資料1)

(2) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(資料2～4)

(3) その他

3. 閉会

次第1 開会

事務局

皆さまこんばんは。ただ今より、令和6年度第4回阪南市子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、年末のお忙しい中、また、非常に寒い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日、司会を務めます、こども政策課長の岩本です。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、上甲市長よりご挨拶申し上げます。

上甲市長

皆様こんばんは。平素はこの阪南市のまちづくりと子育ての環境づくりに多大なるご尽力とご協力いただいておりますことをこの場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、この年末の忙しい中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本会議には、第3期目の阪南市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、大変重要な役割を担っていただいております。今年度は、これまで3回もの会議を重ねていただいていると聞き及んでいます、誠にありがとうございます。

既に皆様ご承知のとおり、阪南市はどんどん人口が減ってきております。そんな中、私事にはなりますが、10月の阪南市長選挙において、この阪南市を住みやすいまちにする、憧れのまち阪南市にすること、その中でも、子ども子育てまんなかのまちを実現することを強く訴え、11月に阪南市長に就任させていただきました。

至らないところもあろうかと思いますが、よりよい阪南市をつくり上げていくために、今後とも、皆様方の知恵とお力をお借りしたく思っておりますので、ぜひともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の事務局の職員をご紹介します。

阪南市長の上甲です。こども未来部長の山中です。生涯学習部長の森貞です。生涯学習部副理事の丹野です。健康増進課長の芝野です。学校教育課長の石原です。こども政策課参事の楠本です。こども政策課長代理の須田です。学校教育課長代理とこども政策課長代理を併任しております鈴木です。こども支援

課主幹の植田です。こども政策課総括主事の油谷です。最後に、私、こども政策課長の岩本です。どうぞよろしく申し上げます。

また、本日の会議も、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定にお手伝いをいただいておりますジェイエムシー株式会社の方にご出席いただいておりますので、ご了承ください。

次に、本日の出欠状況についてご報告します。全18名の委員のうち、現在11名の委員が出席されておりますので、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第2項に基づく定足数に達していることをご報告いたします。

また、本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員10名に対し、2名の方が傍聴されておりますことを併せてご報告いたします。

なお、本日の議事録につきましては、事務局が要旨をまとめ、各委員にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきます。議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。まず、事前配布させていただきました会議次第、資料1、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策（追加分）（案）、資料2、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）、資料3、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）（概要）、資料4、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）、参考資料、令和6年度第4回阪南市子ども・子育て会議資料に関する委員からの質問等一覧です。

また、本日の配布資料といたしまして、委員名簿を机の上に置かせていただいております。過不足等ございましたら、事務局までお願いします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定に基づき、ト田会長にお願いしたいと思います。ト田会長よろしく申し上げます。

次第2 議題(1) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の追加について

会 長 改めまして、こんばんは。ト田でございます。どうぞよろしく
お願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずはじめに、議題1「第3期阪南市子ども・子育て支援事業
計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の追
加について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 <資料1について説明>

会 長 ありがとうございます。議題1は、国からの通達により、新た
に計画に位置づける必要が生じた5つの事業について、どのよ
うに計画に位置づけていくかについてを議論いただくことにな
ります。

あらかじめ、事務局から案を提示していただいておりますが、
特に前半の3つの事業については完全な新規事業であり、なお
かつ、阪南市の規模では対象となるような家庭が限られている
ということでした。

事務局として、掲載するかどうかも含めて検討された結果が
今回提示のあった事務局案となり、委員の皆様からの事前質
問の中には数値や掲載に関する内容は特になかったとも聞いてお
ります。

改めて、ここまでの事務局からの説明について、他に確認し
たいこと等はございますか。

委 員 ①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親
子関係形成支援事業の全てに共通することですが、虐待リス
クのある家庭や育児に不安のある家庭への支援に関する事業と
いうことで、阪南市では令和8年度にこども家庭センターを設
置することに注力されているということでしたが、そもそも、ど
こで、どのように設置されるのかがわかりません。

奈良市の子どもセンターでは、子育て広場、キッズスペース
などのある施設にこども家庭センターがあり、そこには児童相
談所もあります。施設の隣には公園があつて、こどもたちが自
由に遊べるスペースがあります。

規模的に、阪南市では難しいかもしれませんが、子育てに不安を持ったら遊びに行けて、相談もできるようなこども家庭センターができたらいいなと思うのですが、量の見込みと確保方策だけの議論にならず、施設の中身についても様々な意見が出せる場を提供していただきたいです。

会 長 奈良市の事例をご紹介いただきましたが、阪南市のこども家庭センターに関する検討の進捗状況や今後の流れについて、もしご紹介できることがあればお願いします。

事 務 局 まず、本市でいうと、保健センターで実施している予防接種や母子手帳の交付などの母子保健事業と、子ども支援課が実施している虐待対応に関する事業を1つにまとめたこども家庭センターを令和8年度までにすべての市町村に設置することが国の大きな流れとなっております。

市町村によっては、奈良市のように、1つの建物で地域子育て支援拠点事業も併せて実施しているケースがあれば、担当課同士を合併して、市役所内に看板を設置しているケースもあります。

本市の場合、後者に近い検討を進めており、今のところ、新しい施設を整備する予定はありません。

会 長 ありがとうございます。
今の説明に対して何か意見などありませんか。

委 員 このこども家庭センターは、市町村ごとということがすごく良いと思います。

要保護児童対策地域協議会の会議では、虐待が起こってからではなく、未然に防ぐ動きが大事だという意見が毎回出ています。医師によると、虐待を未然に防ぐには、「集う場所と大人の人と話す時間」がすごく大事とのことですので、そういった視点からもご検討いただきたく思います。

また、今回、新たに追加された、①子育て世帯訪問支援事業には、家事や育児等の支援も含まれています。既存のファミリー・サポート・センター事業では支援できなかった中学生以上の家庭のためにも、検討を深めていってほしいです。

会 長 ありがとうございます。象徴的な場所を新たに建てるのが難しい場合でも、何らかのつながりをつくることはキーワードになると思いますので、今後の参考としてください。

事 務 局 児童虐待を予防するためには、早期の段階からケアしていくことが重要となりますが、虐待担当からアクションをとると、どうしても保護者が身構えてしまう側面があります。そのため、母子保健における予防接種業務等から児童虐待の種を見つけ、必要があれば、関係機関で情報を共有し、連携しながら各家庭を支援しています。

虐待対応、虐待の予防には、こうした連携が必要不可欠ですので、家庭、学校、福祉部局、母子保健部局をどのようにつなげていくかの視点でこども家庭センターの検討を重ねています。

和泉市や泉大津市などの近隣市を参考にして、良いところを学びながら検討を進めており、設置場所についても、現状では関連部署が連携しやすく、すぐにアクセスできる市役所がいいのではないかと考えています。

奈良市とは財政規模も違うので、同じように施設を整備できるかと言えば、かなり難しい面もありますが、こどもの安全安心を第一に考えながら、今後とも検討してまいります。

会 長 ありがとうございます。他にございませんか。

委 員 ②児童育成支援拠点事業について、費用対効果を考えるのは違和感があります。

また、こども家庭センターに注力されているということですが、マンパワーもお金も限られているので、現場の実情を踏まえた検討でも良いように思いました。

事 務 局 国の現状の仕組みでは、一時保護となった子どもについては、一時保護の解除後は家庭で見守ることとなっています。

一方で、②児童育成支援拠点事業については、見守り機能の強化の観点から、家庭でも学校でもない場所で、20人規模の子どもの居場所をつくる事業とされていますが、阪南市の規模では、一時保護になる子どもが常時20人程度いるわけではありません。

資料1には、費用対効果ではなく事業の効果と記載していますが、皆さまからの大切な税金を使わせていただくにあたっては、年間で1人使用するかどうかの施設を整備することには慎重な判断が必要と考えています。

会 長 ②児童育成支援拠点事業について、例えば、複数の市町村が合同で設置するという事は、制度上ありえるのでしょうか。

事 務 局 制度としての実施主体は市町村となっていますが、例えば、泉州地域で合同で実施するなど、当然、そういった展開はありえるものと考えています。

しかしながら、全国的にもまだまだ広がっていない事業ですので、今の時点でそういった検討はしておりません。

会 長 ありがとうございます。仕組みとしては、ありえるということでした。他にございませんか。

委 員 ⑤産後ケア事業について、現在も妊娠期から切れ目ない支援を目指して、保健センターに子育て世帯包括支援センターが設置され、産後ケア事業が実施されていると思いますが、医療機関と保健センターとの連携はどのようになっていますか。

事 務 局 現在、契約している病院や助産所等は合計で6か所あります。病院や助産所等から、直接、産婦に声をかけるケースもありますが、基本的には、保健センターが産婦からの相談に応じ、産婦に希望にあう病院や助産所等をマッチングしています。

会 長 他には何かありませんか。

それでは、議題1、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の追加については審議案件となっておりますので、決議をとらせていただきます。

新規の事業について、事務局からの提案どおりに量の見込みと確保方策を設定して良いという方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

本日の出席委員の全員が挙手をしていると認められますので、議題1、阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の追加については、事務局の提案どおりに設定することを、阪南市子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定に基づき、承認したものといたします。

次第2 議題(2) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

会 長 続きます。議題2「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定(素案)について」事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 <資料2について説明>

会 長 ありがとうございます。本日の会議で素案を確定し、後ほど、市長に答申を行うということでご説明いただきました。

先に、事前質問の中で意見のあった2点の確認事項について、委員の皆様の見解をお伺いしたいと思います。

1点目は、当初案の「子ども子育てまんなかのまち」という表現を、「こどもまんなか社会」に変更するかどうかについてです。

事務局からの説明では、当初案は、上甲新市長の所信表明の内容と合わせた表現であり、当初案のまま記載したいとのことでしたが、いかがでしょうか。

委 員 議論の前に、こどもの権利に関する条例についてお尋ねします。

前回の会議の中で、こどもの権利に関する条例の理念を第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に反映してほしいと要望し、事務局から担当課である人権推進課に伝えるとされたかと思いますが、対応はしていただきましたでしょうか。

事 務 局 前回は会議の終了後、本会議の意向を人権推進課にお伝えしたところ、現時点で、具体的な取組等、決定していないものが多く、計画に反映できるものはないということでした。

委 員 細部については、当然これから検討されていくと思いますが、こども基本法にも通じるこどもを権利の主体として尊重することや、こどもの意見を取り入れることは、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に含まれるべきものと考えています。

今後の展開に期待はしていますが、阪南市にこうした条例ができたということは、計画に取り入れるべきだと思います。

少なくとも「令和7年度にこどもの権利に関する条例が阪南市にできた」という事実は記載してもらいたく思います。

会 長

ありがとうございます。

第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画には、計画の最後の資料編に、「子どもの権利条約」が記載されえていたかと思えます。その辺りの取扱いも含め、他の委員の皆様はいかがでしょう。

委 員

こどもをまんなかに考えていくことは重要だと思います。私としても、ぜひ計画に反映していただきたく思います。

会 長

条例の作成に関わっていただいた谷委員、何かご意見はありますか。

委 員

条例を計画に反映できれば良いとは思いますが、条例と計画では策定の経緯も異なるかと思えますので、市の考え方も理解でき、難しいところです。

事 務 局

ご意見ありがとうございます。

事務局といたしましても、何らかの方法により子どもの意見を計画に反映させたいと考えています。そのため、2月から実施を予定しているパブリックコメントについては、こども基本法の趣旨やこどもの権利に関する条例の規定を踏まえて、こどもでも読みやすい表現のリーフレットも公表し、意見聴取を実施したいと考えています。

また、本編の子ども・子育て支援事業の基本目標2は、こどもの権利に関する条例の理念も包含した表現とはなっておりますが、具体的な内容を計画に反映することについては、現状では、極めて困難であると考えています。そのため、冒頭の市長あいさつの部分で触れるか、第2期計画における「子どもの権利条約」と置き換えることが現実的であると考えています。

いずれにしましても、できる方法で計画に記載させていただくよう調整しています。

会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>無理のない範囲で積極的に取り入れてくださいますようお願いいたします。</p> <p>市の条例自体を記載すること自体は問題ないかと思いますが、書きぶりや、本編、市長あいさつ、資料編のどの部分に掲載するかについては、市の事情を鑑みて調整いただきたく思います。</p> <p>それでは、本題の、「子ども子育てまんなかのまち」と「こどもまんなか社会」のどちらにするかについて、改めてご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>新市長は、「子ども子育てまんなかのまち」を掲げ、本当に子育てのことをすごく考えていただいているかと思うのですが、第3期計画の基本理念は、第2期計画に引き続き基本理念を「こどもの笑顔と笑い声があふれるまち、ほんなん」としています。こども基本法が策定され、こども大綱に沿った施策が展開されていくことを鑑みると、「こどもまんなか社会」とする方が良いでしょうに思います。</p>
会 長	<p>事務局の考えをお聞かせください。</p>
事 務 局	<p>ご意見のとおり、こども基本法やこども大綱の「こどもまんなか社会の実現」の方が世間一般の表現になっていくことと思いますが、直前の文章が、「こどもも大人も、ともに笑顔で過ごせるまちづくり」としておりますので、国の施策ではなく、阪南市の考えとして、新市長の思いを引用した表現である「子ども子育てまんなかのまち」の方がつながりが良いのではないかと考えています</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>市の独自性や自治体としての役割を考えられた結果、「まち」という表現を積極的に使用されているという印象も受けるのですが、他にご意見等はございませんか。</p>

委員 どちらかを選ぶのは難しいですが、「まち」という表現の方が、温かみがあり、すんなりと入ってくるように感じますので、「子ども子育てまんなかのまち」で良いのではないのでしょうか。

委員 私も「子ども子育てまんなかのまち」の方が良いと思います。周りに大人がいて、まんなかにこどもがいるという印象を受けますので、みんなで子育てするという雰囲気を感じます。
核家族化や近所付き合いの減少が進んでいますので、周りの大人が意識できるということは大切です。

会長 ありがとうございます。
本当にちょっとしたニュアンスですが、どちらも重要な表現のように感じます。

委員 文章が長くなってしまいますが、両方のフレーズを入れることはできないのでしょうか。

事務局 可能です。双方の意見を取り入れた文章を検討しますが、本日、提示できる状態ではありませんので、後日、会長、副会長に提示し、反映させることでよろしいでしょうか。

会長 それでは、国が「こどもまんなか社会」を掲げ、阪南市が「子ども子育てまんなかのまち」を実現するという表現の文章を事務局が考え、それを会長、副会長で確認し、表現を確定するということがよろしいでしょうか。

(全員承認)

それでは、双方の意見を取り入れ、また、それぞれの表現の主体を明記した文章を事務局が検討し、後日、会長、副会長で確認することとします。

次に、2点目の「赤ちゃん人形抱っこ体験」という表現について、事務局から先にご説明いただけますか。

事務局	<p>該当部分は、第1期計画では、「乳幼児とのふれあい体験」となっておりましたが、第2期計画策定の際に、表現がわかりにくく、誤解を招く表現であるという意見もあり、第2期計画では、「赤ちゃん抱っこ体験」と変更した経緯があります。</p> <p>今回、第3期計画を策定するにあたり、改めて全ての表現を整理しましたところ、誤解を招かないよう、より実態に即した表現にする方が良いのではないかと考えています。</p> <p>また、今回、事前の意見募集において、「いのちのふれあい体験」という案も頂戴しましたが、この表現では、特定の民間事業者の事業名と誤認されるおそれがあるとも考えています。</p> <p>そうしたことから、誰が読んでもよくわかる表現として、「赤ちゃん抱っこ体験」に変更させていただくことを提案させていただいております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>重さの近い、首の座っていない人形を抱っこする体験ということだと思います。「わかりやすさ」という視点では、事務局から提案のあった「赤ちゃん人形抱っこ体験」とする方が正確に伝わるかと思えます。</p> <p>「いのちのふれあい体験」となると、特定の民間事業者を連想させてしまうおそれもあるとのことですが、市として、日常的に、ある特定の事業名については出さないという方針なのでしょうか。</p>
事務局	<p>市の計画として掲載するものは、基本的には、市の直営事業と市が民間事業者に委託した事業であり、民間事業者による独自事業は掲載していません。</p> <p>例外的に、民間事業者による独自事業を掲載する場合がありますが、本計画は、子ども子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策をメインとした計画となっておりますので、民間事業者による独自事業は掲載しないことが妥当であると考えています。</p> <p>今回の「赤ちゃん人形抱っこ体験」は、厳密に言うと事業名ではありませんが、わかりやすさを重視した表現として、ご提案しております。</p>

会 長	ありがとうございます。ご意見等ございませんか。
委 員	<p>「いのちのふれあい体験」は、特定のNPO法人の事業名という説明でしたが、今年度、小学校では、NPO法人が協力し、小学校の養護教諭が中心となって、いのちの安全教育として乳幼児親子のふれあい体験事業を実施しています。</p> <p>実際に乳幼児の親子を招き、出産時の話を聞いたり、赤ちゃんを抱っこしたり、乳幼児と遊んだり、沐浴や妊婦体験なども実施しましたが、これは、特定NPO法人の事業ではなく、小学校の養護教諭が企画して協働により取り組んだ事業となっています。</p> <p>そのため、現在の「胎児の成長や妊婦疑似体験・赤ちゃん抱っこ体験を通して」は、「乳幼児とのふれあい体験」と表現しても問題ないように考えています。</p> <p>「赤ちゃん人形抱っこ体験」という表現では、それだけが強調されているような印象を受けます。事業の目的は、子どもたちが命を実感する体験だと思いますので、「乳幼児とのふれあい体験」でもいいですし、もう少し幅広いニュアンスの方が良いのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>本計画に記載している事業は、各学校の取り組みではありません。</p> <p>担当課に記載しておりますとおり、本事業は、健康増進課が実施している事業となります。</p> <p>学校とNPO法人が協働で実施している事業名を掲載する場合は、ご意見のとおりかと思いますが、各学校に出向く健康増進課の事業名としてはあまりふさわしくないと考えています。</p>
会 長	健康増進課の取組内容を記載しているとのことですが、他にいかがでしょうか。
委 員	健康増進課の取組内容としては適当ではないということですが、「いのちのふれあい体験」は、一般的にも使用されている表現ですので、特定のNPO法人の事業ではないかと思います。

地域のつながりという観点からも、市として、取り組んでいただきたいと思っています。

委員 健康増進課が実施する事業名とのことですが、大きな枠組としては、「次代の親の育成」ということで実施されているかと思えます。

そのために、健康増進課としては、喫煙防止講演会などを実施しているということですが、すべての小中学校で実施してもらいたいと感じています。担当課と協働して取り組むことが難しいのであれば、学校教育の中に含めることはできないのでしょうか。

会長 ありがとうございます。

阪南市の子ども・子育て支援事業計画では、次代の親の育成として、思春期の健康教育の取組を掲載しており、そこでは、健康増進課としての取組を位置づけることになろうかとは思いますが。

一方で、今の意見をお伺いしていると、色んな広がりがあり、かなり意義のある取組とも感じます。

学校教育との関連もを考えますと、課題もかなり多くあるかと思いますが検討はお願いしたいと思います。

計画にどのように記載するかに関してだけ言えば、担当課が健康増進課である以上は、健康増進課の実施内容とすることが自然な流れであるとは思いますが。

学校教育との連携について、事務局として考えられていることがあれば教えてください。

事務局 各小中学校では、思春期の健康教育に取り組んでおり、先ほど話題に出ていた学校とNPO法人の協働によるいのちの安全教育については、その中の1つとなります。

思春期の健康教育については、当然、各小中学校で研究等を進めながら取り組んでおりますが、今、話し合っていたいているテーマは、学校教育をどのように進めるかではなく、子ども・子育て支援事業計画にどのように記載していくかになります。

各学校で、性教育を含めた命の安全教育をどのように実施していくかではなく、学校の依頼に市としてどのように応じていくかを位置づけたものが子ども・子育て支援事業計画であり、応じる担当課は健康増進課として記載させていただいております。

会 長

ありがとうございます。

学校から市に依頼があれば、健康増進課が担当するというところで、計画には、健康増進課の取組を記載することが妥当かと思いましたが、当然、学校教育課と連携しながら進めていくべきものかと思えます。

事業の意義ということを考えると、学校教育課との関係は大事になってくるものと思えますので、その辺りは意識して取り組んでいただきたいと思います。

民間の事業者が実施している事業というよりは、健康増進課が実施している事業として記載していると私は理解したのですが、よろしいでしょうか。

その上で、今言われたような広がりや深まりを考えながら、事業に取り組んでいただきたく思います。

委 員

ぜひ、健康増進課も交えてながら、いのちのふれあい事業や性教育の連携等をお願いします。

会 長

ありがとうございます。

事業の内容としては、これまで議論いただいたとおりとして、計画への記載について、改めて、「赤ちゃん人形抱っこ体験」とすべきかのご意見をいただきたく思います。

もう少し包括的な名前のほうがいいのでしょうか。

副 会 長

私も人形を抱っこしたことがあります、生身の赤ちゃん以上に重みを感じます。

この抱っこ体験は、元々は本当の赤ちゃんを抱っこすることで始まったと思いますが、コロナ禍もあって人形に置き替わったということもあるかと思えます。

第1期計画の「乳幼児とのふれあい体験」とすると、直接乳幼児とふれあう体験と感じますし、第2期計画の「赤ちゃん抱っこ体験」とすると、本当の赤ちゃんを想像してしまいます。かと言って、事務局が提案する「赤ちゃん人形抱っこ体験」とすると、ものすごくピンポイントの限定的な印象を受けますので、もう少し大きな枠組みの名前があればいいと思いました。

委員 「赤ちゃん」という言葉は必ずつけないといけないのでしょうか。「抱っこ体験」だけにしても良いのではないのでしょうか。

事務局 別のことを想像されてしまい、勘違いが起こらない表現であれば、どのような表現でも構いません。

今回、「ほぼ全ての人に間違いなく伝わる言葉」を意識して事務局から提示させていただきましたが、そもそも、この事業に正式な事業名はございませんので、漠然とした表現となっても差し支えありません。

委員 勝手なイメージかもしれませんが、「抱っこ体験」というほうが漠然としていると思います。

「抱っこ体験」と記載しておいて、結果的に、人形だったというぐらいでも良いのではないのでしょうか。

委員 私も、あまり人形に限定しなくも良いように思います。

副会長からもありましたように、限定的になりすぎず、大きな枠組みの表現で良いと思います。

委員 直前の文章が「妊婦疑似体験」となっていますので、「赤ちゃん抱っこ疑似体験」にしても良いように思います。

会長 ありがとうございます。

漠然と事業の内容がわかるということを意識して、改めて、文言を整理させていただきます。

健康増進課の意見も聞きながら、こちらについても、会長、副会長で確認し、表現を確定させていただきます。

他には何かございませんか。

(意見等なし)

そうしましたら、本日の答申につきましては、便宜上、修正前の素案を用いて行いますが、後日、事務局と調整し、素案については差し替えさせていただくことといたします。

委員長 先ほど、パブリックコメントの際にこどもの意見も聞くと説明がありましたが、その意見をどのように施策に反映させていくのかをご検討いただき、ご報告いただきたく思います。

会長 ありがとうございます。
こどもから出た意見をどのように理解し、反映していくのか、市としての考え方はどうかなど、検討することは多いかと思えます。

特に、今回のパブリックコメントでは意見を聞くだけに留める場合もあろうかと思いますが、こどもから意見が提出された場合には、フィードバックも意識して取り組んでいただきたく思います。

意見を言ったけど何も返事がないとなると、言っても仕方がないとなりかねません。通常のパブリックコメントでは、あまりそういうことにはならないかとは思いますが、特にこどもたちから出た意見に関しては、慎重に取り扱っていただきたく思います。

事務局 パブリックコメントによりいただいたご意見等については、原則として、全てに回答させていただいておりますので、何の返事もないということにはつながらないかと思えます。

会長 ありがとうございます。
丁寧に取り組んでいただきますよう、よろしく申し上げます。
それでは、市長に答申を提出させていただきます。
(会長から市長へ答申)

次第2 議題(3) その他

会 長	それでは、議題3「その他」に移ります。 何かございませんか。
事 務 局	事務連絡です。 今年度の会議は、残りあと1回を予定しています。次回は、3月の中旬～下旬を予定していますので、よろしく願いいたします。
会 長	ありがとうございました。 他にございませんか。

次第3 閉会

会 長 | 本日の議題は、全て終了いたしましたので、会議を終了します。これ以降の進行は事務局にお願いします。

事 務 局 | 皆様、円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。